

犬山市公共施設LED化整備事業内容説明書

1 目的

市内公共施設の照明をLED照明に取り替え、消費電力の削減とそれに伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本説明書は、「令和3年度 第1回 犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度 No.3-1 犬山市公共施設LED化整備事業」に適用する。

3 事業概要

「令和3年度 第1回 犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度募集要項」参照

4 履行内容

公共施設LED化事業においては、次の作業を行うこと。

(1) 照明器具の取り替え作業

※照明器具、照明部材及び光源(LED)は、未使用品を調達すること。

※特殊なデザインによる特注器具以外の照明器具は、照明器具ごと取り替えを行うこと。

※特殊なデザインによる特注器具は、意匠性や機能性を鑑み、照明器具の取り替えは行わず、既設器具を活用した直管型LEDランプへの交換を行うこと。

(2) 撤去や取り外した既存照明器具等の処分

(3) 令和4年度から令和13年度における照明器具（既設照明含む）の保守等

5 LED照明機器（物品）共通仕様

(1) LED照明器具・LEDランプ（直管型LEDランプを除く）はPSEマーク（電気用品安全法）の表示があること。

(2) 直管型LEDランプは既存にあった口金形状とすること。既設安定器の取り外しを必要としない直管型LEDランプは不可とし、既存の安定器は残置せずに撤去すること。

(3) LED照明機器は、各施設の調査票等に示す既存照明器具形状の代替え、かつ同等程度の照度・色温度を有するLED器具を調達すること。

(4) 照明器具及び電球等を使用するLED照明は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。（直管型LEDランプ等、公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても同様とすること）

(5) ISO9001（品質）の認証取得工場で製造していること。

(6) ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。

(7) 光源(LED)設計寿命は、40,000時間以上の製品とすること。

(8) 照明器具には、本事業の物品であることを判別しやすいよう、犬山市が指定する事項を記載したラベル等を付すこと。

(9) 劣化（変色、硬化、ひび割れやランプ押さえ不良等）している既存器具のソケット等は、必ず交換すること。（安全性を確保すること。）、

(10) 照明器具は、事前に機器図等を提出し、犬山市の承諾を得ること。

(10) 既設器具が調光対応の場合は調光仕様とし、照明制御機器については、既設の照明制御器具を活用することができるようにすること。

(11) 設置後は、完成図書として本事業にて設置したLED照明器具のほか、既にLED化されている照明を含めた「管理台帳」と「照明配置図」、設置した照明器具の「姿図」を作成すること。

6 照明器具（既存照明含む）の保守等

保守等には、機器の不具合による物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費を含む。）に要する費用を対象とするものとする。

本事業に係る設置した物品や工事に対する保証期間は設置から10年とする。ただし、通常のメーカー保証が10年以上の場合は、それに準ずるものとする。

7 その他

その他工事（設置）に関する仕様などは、詳細協議において提示するものとします。

本説明書に関して疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。